

## 市政懇談会「市長のいきいきタウントーク」を開催します

市民の皆様が「住んでよかった」と思えるまちづくりを目指し、一人ひとりの率直な意見・要望・提言を伺い、今後のまちづくりに反映させるため、市政懇談会を開催します。

市内3か所の会場で開催します。都合のよい日にお越しください。

多くの方のご来場をお待ちしています。ぜひ、ご参加ください。

### 開催日時

・10月16日(木)  
午後7時

会場・きらら館

・10月17日(金)  
午後7時

会場・コミュニティセンター

友愛館  
shimotsuke.jp

・10月18日(土)  
午前10時

会場・南河内公民館

### 懇談会の内容

- ・市政の近況報告
- ・意見交換
- ・ご意見等は会場にて直接承

ります。

また、スムーズにお答えできるよう、事前にご意見等を提出していただくこともできます。

その場合は、住所・氏名・電話番号・参加予定日を明記のうえ、意見等の内容を明瞭・簡潔にご記入(様式自由)いただき、郵送・電子メール・FAX・直接持参のいずれかの方法で総合政策課まで提出してください。(9月30日(火)【必着】)

事前に提出していただきましたご意見等については、当日会場で回答もしくは後日文書で回答することとさせていただきます。

### 問い合わせ先

〒329-0492

下野市小金井1127番地

下野市総合政策課

☎(40)5550

FAX(40)5572  
shimotsuke@city.

shimotsuke.jp

## 空き店舗活用事業奨励金の交付要綱を改正しました

このたび、空き店舗活用事業奨励金の交付要綱を改正しました。

認定要件を満たし、商業等の事業を開始した方を対象に、「空き店舗活用事業奨励金」を交付し、本市における商業等の振興につながることを期待します。

### 空き店舗とは

かつて事業の用に供され、その後、移転、閉店等により閉鎖され3か月以上事業の用に供されていない店舗

### 奨励金について

・事業を開始した月から1年間に限り、対象物件に係る賃借料(敷金、礼金その他これらに類するものを除く)の2分の1に相当する額の2分の1に相当する額

・限度額は60万円

・奨励金は6か月ごとに交付

・対象区域 市内全域

### 奨励金受給資格の認定申請

奨励金の交付を受けようとする方は、交付申請の前に、空き店舗活用事業奨励金受給資格認定申請書を記入のうえ、

必要書類を添えて提出し、奨励金受給資格者の認定を受けてください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

### 認定の要件

- (1) 市内において空き店舗を賃借して事業を開始する方
- (2) 1年以上営業を継続できる方
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業以外の業務を営む方

(4) 市税等を完納している方  
(5) 市民の生活の安全及び平穩を阻害するおそれのない方

■認定の通知  
申請後、審査を行い、奨励金受給資格を認定したときは、認定書により通知します。

■受給資格認定後から奨励金の交付まで  
(1) 奨励金受給資格を認定された方(認定者)は、事業開始の月から6か月経過した後及び1年を経過した後に、奨励金の交付を申請します。

(2) 奨励金の交付決定を受けた認定者は、請求書を提出します。

(3) 認定者に奨励金が交付されます。

ます。

申し込み・問い合わせ先

商工観光課

☎(48)2112

FAX(48)1424

## 介護保険料・後期高齢者医療保険料の特別徴収開始通知書を発送します

平成26年度の介護保険料・後期高齢者医療保険料が年金から天引きされている方へ、特別徴収開始通知書を9月10日(水)に発送します。この通知書には平成26年10月から27年8月までの保険料を記載しています。なお、保険料を納付書・口座振替にて納付される方へのお知らせは7月15日に送付済みです。

また、所得の更正により保険料が増減した時や、転入・転出などにより、納付方法が変わる場合があります。その際は随時お知らせします。

■問い合わせ先  
税務課 ☎(40)5554

また、所得の更正により保険料が増減した時や、転入・転出などにより、納付方法が変わる場合があります。その際は随時お知らせします。

■問い合わせ先  
税務課 ☎(40)5554